

東浦町障害者団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の自立及び社会参加の促進並びにその家族の福祉の増進を図り、もって障害者福祉の向上に資することを目的とする東浦町障害者団体補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる障害者団体とする。

- (1) 東浦町身体障害者福祉協議会
- (2) 東浦町手をつなぐ育成会ふれんず

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、障害者の自立及び社会参加の促進並びにその家族の福祉の増進を図るために障害者団体が行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる障害者団体に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助金の額を限度として予算の範囲内において定める額とする。ただし、慶弔費、交際費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、補助金の交付対象としない。

障害者団体	補助金の額
東浦町身体障害者福祉協議会	交付対象事業費からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額（210,000円を上限とする。）及び愛知県身体障害者福祉団体連合会等負担金を合算した額
東浦町手をつなぐ育成会ふれんず	交付対象事業費からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額（83,000円を上限とする。）及び愛知県知的障害者育成会負担金を合算した額

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。